

蕨市病院事業の設置等に関する条例及び蕨市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(蕨市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 蕨市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年蕨市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ため」の次に「、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 4 条及び国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づき」を加える。

第 7 条中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

(蕨市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 蕨市国民健康保険条例（昭和 3 4 年蕨市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 病院の設置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄